

事例：点検商法

訪問業者が無料で屋根を点検してくれるというので見てもらいました。「屋根の状態が悪いので、すぐに工事したほうがいい。キャンペーン中なので安くできる」といわれ、あわてて契約しました。やっぱりやめたいのですが、取り消すことはできるのでしょうか？

Q

無料点検や格安修理などを口実に訪問し、高額な屋根工事、床下工事などを勧誘する手口があります。点検商法と呼ばれています。

いきなり業者から不具合を指摘されると、不安になり、冷静に判断できないまま契約してしまいがちです。「今なら安くなる」などと言われても、その場での契約はやめましょう。

本当に工事が必要なのか、金額が妥当なのかは、専門家でないと判断できません。複数の会社から見積もりを取るなどして比較検討し、慎重に判断することが大切です。

契約してしまっても、クーリング・オフや取消ができる場合がありますので、早めに消費生活相談窓口にご相談ください。

A

6月の消費生活相談（専門相談員による面談）

西濃6町のどこでも相談ができます。電話による予約制で、各会場とも午前10時～正午、午後1時～3時です。

相談会場	専門相談員配置日	予約電話番号
垂井町	6/ 6(火)、20(火)	22-1151
関ヶ原町	6/13(火)、27(火)	43-0070
養老町	6/ 5(月)、19(月)	32-1108

相談会場	専門相談員配置日	予約電話番号
神戸町	6/12(月)、26(月)	27-3111
輪之内町	6/ 1(木)、15(木)	68-0185
安八町	6/ 8(木)、22(木)	64-3111